

暮らしの情報箱

はがきやFAXなどの記入例

- ①催しなどの名称
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢(学年)
- ⑤電話番号
- ⑥その他必要事項

福祉

シルバーパスの更新は郵送で

有効期限が令和4年9月30日までのシルバーパスをお持ちの方へ、8月中旬に更新書類を郵送します。
※臨時更新会場は設置しません
☎(一社)東京バス協会 ☎5308-6950 (月～金曜(休日を除く)、午前9時～午後5時)

緊急通報サービス紹介

急病時など、緊急連絡先への通報や警備員の駆け付けなどを行う業者を紹介します。健康・医療相談もお受けします。
☎区内在住で65歳以上か心身に障がいのある方
☎月額2,750円から
☎問合先へ電話かFAXかEメール(記入例参照)
☎(社福)大田区社会福祉協議会 ☎5703-8230 FAX3736-5590 EMvoc@ota-shakyo.jp

養育費に関する公正証書など作成費用助成

養育費の取り決めに関する公正証書の作成や家庭裁判所への調停申し立てなどの費用の一部を助成します。詳細は区HPをご覧ください。
☎区内在住のひとり親家庭
☎問合先へ事前相談の上、申請書(問合先で配布。区HPからも出力可)を郵送か持参
☎福祉管理課調整担当 ☎5744-1244 FAX5744-1520

特別養護老人ホーム入所優先度評価の有効期間が満了する方へ

優先度評価で二次に進んだ方の有効期間は1年です。満了後も入所を希望する方は再度申し込みが必要です。
☎令和3年9月に優先度評価を受けた方
※区内在住で要介護3～5の認定を受け、初めて入所を申し込む方、申し込み済みで要介護度や介護者の状況などに変更があった方、特例入所の要件に該当する要介護1・2の方も対象
☎地域包括支援センター、地域福祉課、問合先へ申込書(申込先で配布。区HPからも出力可)を持参。8月31日締め切り
※申込書の「介護支援専門員等意見書」欄はケアマネジャーなどに記入を依頼してください
☎介護保険課介護保険担当 ☎5744-1258 FAX5744-1551

重度の障がいのある方の手当

所得制限有り。詳細はお問い合わせください。※受給中の方には、現況調査のための通知を8月上旬に郵送します
◆特別障害者手当
☎日常生活に常時特別な介護を必要とし、身体障害者手帳1・2級と愛の手帳1・2度の障がいや重複するか、これらと同程度の障がいや疾病のある20歳以上の方
●手当額(月額) 27,300円
◆障害児福祉手当
☎日常生活に常時介護を必要とし、身体障害者手帳1・2級か愛の手帳1・2度に

該当するか、これらと同程度の障がいや疾病のある19歳以下の方

- 手当額(月額) 14,850円
- ◆東京都重度心身障害者手当
- ☎次のいずれかに該当する64歳以下の方
- ①重度の知的障がい、常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状がある
- ②重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している
- ③重度の肢体不自由のため両上肢・両下肢の機能が失われ、介助がなければ座っていることができない
- 手当額(月額) 60,000円
- ☎障害福祉課障害者支援担当 ☎5744-1251 FAX5744-1555
- ☎地域福祉課障害者地域支援担当

	身体	知的
大森	☎5764-0657	☎5764-0710
	FAX5764-0659	
調布	☎3726-2181	☎3726-6032
	FAX3726-5070	
蒲田	☎5713-1504	☎5713-1507
	FAX5713-1509	
糀谷・羽田	☎3743-4281	☎3741-6526
	FAX6423-8838	

こども

子ども家庭在宅サービス

保護者の傷病、育児不安、出産などで一時的にお子さんの面倒を見ることができないときに、お預かりします。
☎区内在住の2歳～中学生のお子さん
●宿泊型一時保育=1か月に7日(保護者が入院する場合は14日)まで、1泊2日6,800円(以後1日につき3,400円加算)
●夜間一時保育=1回1か月まで、午後5時～10時、日額1,400円
●休日一時保育=1日(連続する休日の場合はその期間)、午前8時～午後5時、日額2,000円
☎問合先へ利用希望月の3か月前の1日～利用日の3日前に電話
☎ひまわり苑 ☎5737-1070 FAX5737-7197
☎コスモス苑 ☎3751-3378 FAX3751-3396

子育て世帯の家電購入支援

家事等時短用品の購入を支援します。詳細は区HPをご確認ください。
☎保育サービスを利用していない1・2歳児がいる世帯
☎電子申請。問合先へ申請書(問合先などで配布。区HPからも出力可)を郵送も可
☎子ども家庭支援センター相談調整担当 ☎6410-8551 FAX3763-0199

保育サービスアドバイザー

保育所入所、育児に関する相談をお受けします。区HPでは入所に関する説明動画やよくお問い合わせいただく内容を掲載しています。
①窓口相談
☎月～金曜(休日を除く)、午前8時30分～午後4時
☎問合先へ電話
②オンライン説明会
☎8月23日(火)、9月3日(土)・27日(火)、10

月1日出
※実施時間は区HPをご覧ください
☎電子申請
③オンライン個別相談
☎9月13日(火)午前9時30分～11時、午後2時～3時30分 ※1組30分
☎問合先へ電話の上、電子申請
◇①～③いずれも◇
☎出産予定のある方、乳幼児の保護者
☎保育サービス課保育利用支援担当 ☎5744-1617 FAX5744-1715

税

インボイス制度に関する説明会

令和5年10月1日から消費税のインボイス制度が始まります。税務署で開催する説明会の日程については国税庁HPをご覧ください。
☎大森税務署 ☎3755-2111
☎雪谷税務署 ☎3726-4521
☎蒲田税務署 ☎3732-5151

個人事業税の納期限(第1期)は8月31日です

納税通知書に記載の金融機関、コンビニエンスストアなどで納めてください。省エネ設備の取得に係る減免の申請も受け付けています。
☎品川都税事務所 ☎3774-6666

傍聴

大田区SDGs推進会議

☎区内在住・在勤の方
☎8月23日(火)午後4時30分～6時30分
☎区役所本庁舎2階
☎先着10名程度
☎当日会場へ
☎企画課政策・企画担当 ☎5744-1444 FAX5744-1502

相談

出張内職相談

内職の仕事の紹介や登録を受け付けます。登録には運転免許証、健康保険証などの身分証明書が必要です。※問合先では、随時受け付けています
☎区内在住の方
☎8月23日(火)午前9時30分～11時30分
☎ハローワーク大森
☎問合先へ電話
☎(公財)大田区産業振興協会 ☎3733-6109 FAX3733-6459

募集

ファミリー・サポートおおた提供会員養成講座(4日制)

育児の援助を受けたい方(利用会員)とその手助けをしたい方(提供会員)の会員組織です。本講座修了後は提供会員(有償ボランティア)として活動できます。
☎区内在住の20歳以上で心身ともに健康な方
☎9月2・5・8・9日、午前10時～午後3時 ※2日は午後3時30分まで
☎キッズな大森
☎※9日の午前中は入新井集会所
☎先着12名
☎問合先へはがきか封書(記入例参照)。8月23日必着
☎ファミリー・サポートおおた事務局(〒143-0016大森北4-16-5) ☎5753-1152 FAX3763-0191

「ほほえみごはん」サポーター

ひとり親などの子育て世帯へ、食料を直接届け、子育てを応援する活動です。
☎区内在住の18歳以上の方
☎問合先へ電話かFAX(記入例参照)
☎(社福)大田区社会福祉協議会 ☎5703-8230 FAX3736-5590

ユネスコ世界遺産写真展の作品

世界遺産に認定された自然・文化遺産の写真(未発表)を募集します。
●応募規定 六つ切サイズ、カラープリントで提出(1人3点まで)。組写真不可
☎大田ユネスコ協会事務局(〒143-0024中央8-15-10)へ写真(裏面に、〒住所、氏名、電話番号、作品タイトル、撮影年月・場所、写真の上下を記入した紙をテープで貼付)とはがき(通知用)を同封し郵送。10月31日必着
☎地域力推進課区民協働・生涯学習担当 ☎5744-1443 FAX5744-1518

ベンチャーピッチin羽田

専門家の指導を通じてビジネスプランのブラッシュアップを行います。最終的には投資機関へのプレゼンテーションを行い、マッチングにつなげます。詳細は問合先HPをご覧ください。
☎創業5年以内のスタートアップ企業など
☎(公財)大田区産業振興協会 ☎3733-6126 FAX3733-6459

求人

区立児童館などの業務補助員(名簿登録制)

欠員があった場合、名簿登録者の中から中途採用します(資格不要)。
●勤務時間 週5日、午前8時30分～午後7時15分の間で実働4時間
●勤務期間 職務に応じて定められた期間(最長6か月)
●報酬 月額95,008円(交通費支給有り)
☎問合先へ電話か申込書(問合先で配布。区HPからも出力可)を郵送か持参
☎子育て支援課子育て支援担当 ☎5744-1272 FAX5744-1525

お知らせ

「JR東日本 羽田空港アクセス線(仮称)整備事業」に係る環境影響評価書の縦覧・閲覧

詳細は区HPをご覧ください。
●縦覧・閲覧期間 8月8～22日
●縦覧場所 環境計画課
●閲覧場所 大森東・大森西・入新井・糀谷・羽田特別出張所
☎東京都環境局環境政策課 ☎5388-3406 FAX5388-1377

中学校卒業程度認定試験

合格すると、高等学校への入学資格が得られます。
☎16歳以上か、次のいずれかに該当する15歳の方 ※令和5年3月31日時点の年齢
①就学義務猶予・免除を受けているか、過去に受けたことがある
②(①に該当せず)中学校を卒業できないと見込まれることにやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めている
③外国籍
☎東京都教職員研修センター(文京区本